

錦江町農業委員会10月総会議事録

○ 開催日時 平成26年10月20日(月) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第23号 非農地証明願について

議 長 只今より平成26年度10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に8番 寺田委員と9番 安水委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、会務報告についてを議題とします。
事務局から報告と説明をお願いいたします。

事務局 それでは10月の会務報告をいたします。

10月1日ですが鹿児島市において農地中間管理事業推進市町村担当者会議が開催され、私の方で参加いたしました。

県内各地の状況等が報告されましたが、未だ多くの市町村が機構への集積は進んでいないような状況でした。

6日、鹿屋市において、大隅地区農業委員会連絡協議会事務局長会議が開催されました。

来年度の協議会負担金、会長・局長県外研修について協議がされたところです。

7日、県庁で、農山漁村再生エネルギーに関する説明会が開催されました。

この法律が平成26年5月に施行されたことに伴いまして、市町村が1種農地の耕作放棄地等を含めて再生エネルギー基本計画を作成し承認された場合には、転用の許可がされたものとして取り扱うということでした。

9日、自作農財産現地調査がありました。

10日、鹿児島市において農地転用実務担当者研修会が開催されました。

15日、鹿児島市において農業委員会農地・組織担当者研修会が開催されました。

16日、秋まつり実行委員会・運営協議会が開催されました。

17日、非農地証明願いが出ているものについて、現地調査を行いました。

20日、定例総会5時から認定農業者と語る会及び交流会がありますので、出席方よろしくをお願いいたします。

24日、鹿児島市において、県農業者年金協議会第2回理事会が開催されます。
以上です。

議 長 只今の会務報告について、質問はありませんか。

10番 牧原委員	この9日の自作農財産現地調査というのは、これはどういうこと。
事務局	これは昔、食糧安定供給事業で払い下げ地に国有地が残っていて、農道であったりとかして、それを県が毎年1回管理がされているかというのを確認に来るんですが、それに同行したところです。
議長	他にありませんか。 無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議長	「議案第22号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は51筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第22号のうち、受付番号157号から164号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第22号のうち、受付番号157号から164号までを説明いたします。 まず、受付番号157号の貸し人はO・Mさん、H自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字立神5、150番58、地目は田、地籍は1,014㎡です。 貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は米1俵となっています。 借り人は、N・Kさん、H自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地8,824㎡、小作地13,739㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。 農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター各1台となっています。 担当調査員は、6番 東郷委員です。

次に、受付番号158号の貸し人はT・S [さん、S自治会在住の方です。
申請地は、田代川原字平石前170番、地目は田、地籍は587㎡です。
貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金はありません。

借り人はO・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、農家台帳には自作地、小作地はありませんが、相対契約で6,749㎡耕作され、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、草刈り機各2台、田植機、管理機、コンバイン、乾燥機、動噴各1台となっています。

次に受付番号159号の貸し人はK・Kさん、H県在住の方です。

申請地は、

田代川原字平石前169番、地目は田、地籍は907㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金はありません。

借り人は、受付番号158号と同じO・Kさんです。

次に、受付番号160号から162号の貸し人はK・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は、160号が田代川原字平石前109番1、地目は田、地籍は503㎡、161号が田代川原字平石前109番2、地目は田、地籍は420㎡、162号が田代川原字平石前109番3、地目は田、地籍は941㎡で、3筆の合計が、1,864㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で米2俵となっています。

借り人はA・Sさん、U自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、自作地3,007㎡、小作地3,339㎡で、水稲を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、バインダー、管理機各1台、乾燥機4台となっています。

受付番号158号から162号の担当調査員は、7番 毛下委員です。

次に、受付番号163号の貸し人はO・Tさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字ホケノ頭6130番1、地目は畑、地籍は7,657㎡の内、1,000㎡です。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

借り人は、T・Yさん、K自治会在住の方です。

	<p>経営状況は、世帯員2名、従事者1名、雇用が6名で200日、自作地14,361㎡、小作地40,186㎡で、甘しょを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、トラック、芋堀機各1台となっています。</p> <p>次に、受付番号164号の貸し人はN・Sさん、D自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字菖蒲ヶ迫4,284番2、地目は畑、地籍は1,900㎡の内、300㎡です。</p> <p>貸付期間は、平成26年11月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。</p> <p>借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地30,309㎡、小作地8,902㎡で、水稻・野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、コンバイン各1台となっています。</p> <p>受付番号163号、164号の担当調査員は、9番 安水委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号157号について、6番 東郷委員お願いします。</p>
6番 東郷委員	<p>報告いたします。N・Kさんは年齢から考えれば71歳ということですが、元気な人で、今でもバリバリやっております。農地の管理もきれいに出来ておりまして、これは継続で、別なところもまた作ってもらいたいという大浦地さんの意向もありましたけれども、今のところはこれで良いということで、とりあえず中野一文さんは引き受けて頂きました。今までも農地はきれいに管理されておりましたので何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号158号から162号までを、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7番 毛下委員	<p>O・Kさんは、本業は自動車整備ですけれども、ほとんどお昼からやっているということで150日としました。水稻とか野菜を作っています。</p>

	<p>このT・Sさん、Kさんの所は、Tさんは前回借りていた方がなくなられて今度Oさんに借りて頂くということで、Kさんも同じく今度Oさんに田んぼが隣同士だったので借りて頂くように相談して、こういうことになりました。よろしくお願ひします。</p> <p>A・Sさんは、お米を主体として本業でやっておられます。K・Kさんの所は3筆なんですけれども1枚の田んぼになって、今年の春から借りてらっしゃるんですけれども、今度利用権を結ぶことになってこういうことになりました。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、163号、164号について、9番、安水委員お願ひいたします。</p>
9番 安水委員	<p>受付番号163番のT・Yさんは、焼酎用の加工用甘藷を主に作っている方です。TさんはI地区ではリーダー的な存在であり、いろんなことにも積極的に取り組むような人です。それで何ら問題は無いかと思ひます。</p> <p>164番のN・Kさんは、いまI地区でトレビス、キャベツなどをグループで作っているAグループの一員でもあります。一生懸命取り組んでいる方で何ら問題は無いかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>Oさんは機械関係はトラクターとか、田植機とか、いっぱい機械関係はあるんですけれども、水稻と書いてあって自作地もなんも無いんですけれども、これは無いんですか本当に。機械はいっぱい持っているけど。</p>
14番 貫見委員	<p>利用権設定を結んでいない所がかなりあるみたい。いわば闇小作というか。</p>
事務局	<p>農地台帳の方に何も出てこなかったの。いろいろと調べたんですけれども、相対の契約で6反7畝程度の耕作をされているということでありました。</p>
19番 鈴 委員	<p>面積は関係ないんですか。利用権の場合は。</p>
事務局	<p>基盤法の方は無いです。</p>
議 長	<p>他に。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号157号から164号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号157号から164号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第22号のうち、受付番号157号から164号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第22号のうち、受付番号165号から170号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号のうち、受付番号165号から170号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号165号の貸し人はM・Sさん、N県在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字岩淵1,026番2、地目は畑、地籍は368㎡です。</p> <p>貸付期間は平成26年11月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。</p> <p>借り人は、N・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者1名、雇用が2名で100日、自作地15,096㎡、小作地11,511㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、管理機2台、トラクター、耕運機各1台となっています。</p> <p>担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号166号の貸し人はH・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字白桃3,896番1、地目は畑、地籍は2,288㎡です。</p> <p>貸付期間は、平成26年12月15日から平成36年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。</p> <p>借り人は、K・Sさん、I自治会在住の方です。</p>

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地18,608㎡、小作地17,057㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号167号の貸し人はY・Kさん、F自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字猪鹿倉6,529番、地目は田、地籍は797㎡です。

貸付期間は、平成26年12月23日から平成36年12月14日までで、小作料金は米(粳)1俵となっています。

借り人は、I・Hさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名、自作地12,512㎡、小作地797㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ロールベイラー、テッダー、モア、下刈り機、軽トラック各1台となっています。

受付番号166号、167号の担当調査員は、11番 元丸委員です。

次の受付番号168号の貸し人は、N・Yさん、H自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字波原田1,462番、地目は田、地籍は2,068㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成36年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

借り人は、M・Kさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地22,081㎡、小作地48,487㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック、2tダンプ、ハーベイラー、モア、各1台となっています。

次の受付番号169号、170号の貸し人は、S・Iさん、H自治会在住の方です。

申請地は169号が、田代麓字原田3,000番2、地目は田、地籍は1,135㎡、170号が、田代麓字原田3,001番2、地目は田、地籍は944㎡で、2筆の合計が2,079㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は10a当たり6,000円となっています。

借り人は、168号と同じM・Kさんです。

受付番号168号から170号までの担当調査員は、12番 鍋委員です以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号165号について、10番 牧原委員、お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>報告します。N・Yさんは良くご存じの方も多と思います。野菜を中心に結構大きく作っておられます。畑の利用状況も荒らされる畑もほとんど無く、もうほとんど野菜が植えられているような状況です。機械の状況、労働日数、何ら問題は無いかと思われ。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号166号、167号について、11番 元丸委員お願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>166番の借り人のK・Sさんですが、黒毛和牛の一貫経営をしております。認定農家でもあり、田畑の管理もしっかりしていますので問題無いと思います。</p> <p>それから167号のI・Hさんも、早期水稲と黒毛和牛の生産の経営をなさっておりまして、田畑の管理もしっかりなさっておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号168号から170号までを、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋委員	<p>説明します。借り人のM・Kさんは認定農業者であられまして、錦江町で定める農地の利用状況等も、息子さんが今22歳ですが、後継者として帰られてから更に一段と管理をされるようになり、また、従事日数も300日と、それから意欲・能力、先ほども言いました青年の後継者が出られたということで、非常に最近は良い経営をされるようになっておりまして、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号165号から170号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号165号から170号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第22号のうち、受付番号165号から170号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第22号のうち、受付番号171号から194号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号のうち、受付番号171号から194号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号171号の貸し人はM・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字原田3，203番2、地目は田、地籍は1，186㎡です。</p> <p>貸付期間は、平成26年10月21日から平成29年12月14日までで、小作料金は20，000円となっています。</p> <p>借り人は、A・Hさん、K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地2，568㎡、小作地12，788㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号172号の貸し人はI・Sさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字北鶴2，666番、地目は田、地籍は1，735㎡です。</p> <p>貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は米8俵となっています。</p> <p>借り人は、受付番号171号と同じA・Hさんです。</p> <p>次の受付番号173号、174号の貸し人はF・Hさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は173号が、神川字原田3，202番4、地目は田、地籍は943㎡、</p>

174号が、神川字ヤ子添3、246番4、地目は田、地籍は716㎡で、2筆の合計が1,659㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で30,000円となっています。

借り人は、受付番号171号と同じA・Hさんです。

次の受付番号175号の貸し人はM・Sさん、O府在住の方です。

申請地は神川字瀧ノ上5、165番1、地目は畑、地籍は3,836㎡の内、2,000㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

借り人は、Y・Hさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地578㎡、小作地2,000㎡で、花木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック・動噴各1台となっています。

次の受付番号176号の貸し人はM・Hさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字大内瀧7、336番1、地目は畑、地籍は2,499㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は17,000円となっています。

借り人は、K・Hさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が1名で300日、自作地18,515㎡、小作地19,523㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター5台、トラック3台、ホイールローラー、ボブキャット各1台となっています。

受付番号171号から176号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。

次の受付番号177号、178号の貸し人はK・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は177号が、田代川原字平原1、881番、地目は畑、地籍は2,804㎡、178号が田代川原字長尾2、674番3、地目は畑、地籍は1,288㎡で、2筆の合計は4,092㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金は発生しません。

借り人は、K・Tさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地6,370㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラッ

ク、動噴、下刈り機、噴霧器各1台となっています。

次の受付番号179号、180号の貸し人はH・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は179号が田代川原字早瀬原3, 637番1、地目は畑、地籍は3, 506㎡、180号が田代川原字早瀬原3, 639番1、地目は畑、地籍は2, 779㎡で、2筆の合計は6, 285㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金は発生しません。

借り人は、H・Sさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、自作地22, 927㎡、小作地4, 005㎡、雇用が3名で20日、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、下刈り機各2台、軽トラック、管理機各1台となっています。

次の受付番号181号から186号の貸し人はN・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は181号が田代川原字馬庭原634番、地目は田、地籍は1, 057㎡、182号が田代川原字下谷河3, 411番、地目は田、地籍は855㎡、183号が田代川原字釜牟田3, 524番、地目は田、地籍は122㎡、184号が田代川原字釜牟田3, 535番1、地目は田、地籍は456㎡、185号が田代川原字釜牟田3, 538番1、地目は田、地籍は312㎡、186号が田代川原字釜牟田3, 539番1、地目は田、地籍は317㎡で、6筆の合計は3, 119㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金は発生しません。

借り人は、N・Tさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地15, 979㎡、小作地6, 897㎡、ブロイラー、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、ショベル、管理機各1台となっています。

次の受付番号187号、188号の貸し人はH・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は187号が田代川原字上ノ平原3, 825番、地目は畑、地籍は735㎡、188号が田代川原字上ノ平原3, 831番、地目は畑、地籍は1, 649㎡で、2筆の合計は2, 384㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成36年12月14日までで、使用

貸借のため、小作料金は発生しません。

借り人は、181号から同じN・Tさんです。

次の受付番号189号から192号の貸し人はY・Iさん、G自治会在住の方です。

申請地は189号が田代川原字早瀬1，102番1、地目は田、地籍は731㎡、190号が田代川原字鎮守ケ尾3，009番1、地目は田、地籍は542㎡、191号が田代川原字鎮守ケ尾3，011番1、地目は田、地籍は1519㎡、192号が田代川原字鎮守ケ尾3，012番2、地目は畑、地籍は312㎡で、4筆の合計は3，104㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため、小作料金は発生しません。

借り人は、Y・Aさん、G自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、自作地9，183㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、田植機、バインダー、軽トラック、動噴各1台となっています

次の受付番号193号の貸し人はO・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字宮前354番1、地目は田、地籍は903㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は米（粳）2俵となっています。

借り人は、T・Kさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が1名で30日、自作地23，278㎡、小作地9，951㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア、コンバイン、バインダー、ロールベイラー各1台となっています。

次の受付番号194号の貸し人はO・Nさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字宮前337番1、地目は田、地籍は1，344㎡となっています。

貸付期間は、平成26年11月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は米（粳）2俵となっています。

借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、自作地1，719㎡、小作地2，535㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、コンバイン、田植機、

	<p>軽トラック、動噴各1台となっています。</p> <p>受付番号177号から193号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号171号から176号について、13番 徳永委員、お願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>171号から174号の借り人のA・Hさんは、露地野菜を中心に経営されています。自分の場所あるいは借りている所、良く管理をされていますし、問題は無いと思います。ただ171号のM・Mさんの分は新規になっておりますが、この田んぼは今耕作している田んぼの隣の隣接している田んぼでして、Mさんの方が高齢ということで経営を縮小して行くということから、このAさんをお願いして借りることになっております。残る172号から174号は継続です。</p> <p>175号のY・Hさんは80歳に近いんですが、この土地はシキミを植えております。10年前にシキミの契約をされまして今回初めての更新の時期です。Yさんはこのシキミの土地2反部以外には自分の田んぼだけしかないんですが、後5年ぐらいはシキミを続けたいという意向でありましたので、継続をお願いをしているところです。自分のシキミの場所は畑ですけれども、良く周囲のことと含めて管理をされております。</p> <p>176号のK・Hさんは畜産農家です。ご存じの方多いと思いますが、この方も自分の飼料畑、借りているところの飼料畑、田んぼを含めて良く管理をされております。従業員を含めて夫婦3人でされておりますが、Mさんの場所も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号177号から194号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。177号、178号のK・TさんとK・Tさんは親子関係でございます。それと179号と180号のH・Sさん、この方も親子関係でございます。181号から186号のN・Tさんも親子関係でございます。そして187号、188号の借り人はN・Tさんでございます。これは</p>

	<p>農業者年金受給のための全てが経営移譲でございます。そして全ての農地も草払いをしたり、良く耕運されたりして管理はされております。</p> <p>それと次の頁の189号から192号の借り人のY・Aさん、この方も親子関係で農業者年金受給のための経営移譲でございます。そして農地の方も耕運をされております。</p> <p>193号の借り人のT・Kさんは、肉用牛を主体として経営をされていまして、75歳という年齢ではありますが地域のリーダー的な人でございます。意欲と能力の持った方で、農地の方も良く管理されております。</p> <p>194号の借り人のY・Yさんは林業の仕事をされておられて、仕事が終わってから、それから休みを利用されてまして水稻の方を耕作されております。この方も意欲と能力のある方で、農地の方も良く管理をされておりますので、問題は無いかと思っております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号171号から194号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号171号から194号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第22号のうち、受付番号171号から194号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第22号のうち、受付番号195号から207号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号のうち、受付番号195号から207号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号195号の貸し人はK・Hさん、K市在住の方です。</p>

申請地は、馬場字平和平967番1、地目は田、地籍は209㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Sさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地4,427㎡、小作地209㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。

次の受付番号196号の貸し人はK・Sさん、K市在住の方です。

申請地は、馬場字深山ヶ平5,402番1、地目は田、地籍は807㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は米2俵となっています。

借り人は、E・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地2,321㎡、小作地807㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、ハーベスター各1台となっています。

次の受付番号197号、198号の貸し人はH・Tさん、K市在住の方です。

申請地は197号が、馬場字山ノ口5,384番1、地目は田、地籍は536㎡、198号が馬場字岩迫5,427番、地目は田、地籍は968㎡で、2筆の合計は1,504㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で米2俵となっています。

借り人は、O・Iさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地2,928㎡、小作地1,504㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機各1台となっています。

受付番号195号から198号までの担当調査員は、15番畠中委員です。

次の受付番号199号の貸し人はZ・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、馬場字柳ヶ迫3,146番、地目は畑、地籍は1,874㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。

借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、雇用が10名で150日、自作地39,

987㎡、小作地91,511㎡で、甘しょ、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、トラクター、管理機各3台、掘取り機2台、防除機1台となっています。

担当調査員は、19番 鈴委員です。

次の受付番号200号から205号の貸し人はA・Yさん、F自治会在住の方です。

申請地は200号が神川字上榎木迫1,493番、地目は畑、地籍は1,218㎡、201号が神川字上榎木迫1,494番、地目は畑、地籍は1,071㎡、202号が神川字上榎木迫1,495番、地目は畑、地籍は1,350㎡、203号が神川字上榎木迫1,496番、地目は畑、地籍は1,941㎡、204号が神川字上榎木迫1,497番、地目は畑、地籍は2,773㎡、205号が神川字上榎木迫1,498番、地目は畑、地籍は3,150㎡で、6筆の合計は11,503㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で200,000円となっています。

借り人は、I・Sさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名、自作地2,350㎡、小作地40,823㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械については、E生産組合の共同利用となっています

次の受付番号206号の貸し人はO・Eさん、S自治会在住の方です。

申請地は、城元字森山1,314番2、地目は田、地籍は1,623㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は50,000円となっています。

借り人は、K・Kさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者1名、雇用が4名で60日、小作地23,449㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、防除機各2台、トラック、コンバイン、田植機各1台となっています。

次の受付番号207号の貸し人はO・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、城元字森山1,314番3、地目は田、地籍は628㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は21,000円となっています。

借り人は、206号と同じK・Kさんです。

	<p>受付番号200号から207号のまでの担当調査員は、20番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号195号から198号について、15番 畠中委員、お願いいたします。</p>
15番 畠中委員	<p>報告をします。195号のTさんは79歳ですが、農地の利用状況も良く、何ら問題ないと思います。</p> <p>196号ですが、Eさんも歳が行っていますが、Aに息子さんがおられて田植等は、息子さんが中心になって作業されています。農地の利用状況も良く問題はないと思います。</p> <p>197、198ですが、この土地は以前、Iさんの父親が借りた土地なんです。亡くなられてIさんが甘藷作りをしながら引き継がれました。農業に対する意欲があり問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号199号について、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴委員	<p>199番の借り人のS・Kさんは若手の農業従事者でございまして、非常に意欲のある元気な方でございます。何ら問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号200号から207号について、20番 本釜委員お願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>受付番号200番から205番を報告いたします。こちらは同じ場所に茶園がございましてS・Yさんが借りられていましたが、お茶生産を辞められましたので、I・Sさんがその後を借りたいということで、Aさんの方がそのようにして下さいということでした。</p> <p>受付番号206番と207番なんです。この方は親子で、同じ形で継続してもらいたいということで、借り人のKさんはネギ等を主体に多彩な農業経営をされており、4名の雇用をされており、認定農業者でもあり、何も問題はないと思います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号195号から207号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号195号から207号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第22号のうち、受付番号195号から207号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>「議案第23号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第23号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号7号の申請人は、N・Mさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、</p> <p>1件目が田代川原字後迫西1, 772番3、地籍は3, 262㎡、</p> <p>2件目が田代川原字後迫西1, 772番4、地籍は1, 503㎡、</p> <p>3件目が田代川原字牧ノ原3, 493番1、地籍は5, 771㎡、</p> <p>この3筆については、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。</p> <p>この件については、17日に貫見委員、毛下委員、事務局で現地地調査を行ったところです。</p> <p>担当調査委員は、14番 貫見委員です。</p> <p>次の受付番号8号の申請人は、Y・Hさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、</p> <p>1件目が田代麓字立神5, 147番175、地籍は816㎡、</p> <p>2件目が田代麓字立神5, 147番417、地籍は3, 626㎡、</p> <p>この2筆については、地目は台帳では畑となっていますが、現況はそれぞれ原</p>

	<p>野、山林となっています。</p> <p>この件につきましても、17日に基委員、東郷委員、事務局で、現地調査を行ったところです。</p> <p>担当調査委員は、2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号7号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。10月の17日に事務局と毛下委員と立ち合いで現地確認をいたしました。この上の2筆の方は杉が10年ぐらいなっているかと思われました。そして3分の1ぐらいは竹山で手も付けられないような場所で、隣も山で日当たりの悪い所で農地に返しても借り手の無いような所でございますので、非農地で認めざるを得ないかとおもいました。</p> <p>それと牧ノ原の所ですが、最初柿を植えられていましたけれども、その合い中に杉を植えられまして、ここも木も15年ぐらいなっているような杉でございました。ここも周りは山で日当たりも悪くて、畑に返しても誰も借り手の無いような場所です。ここも非農地として認めざるを得ないと思いました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号8号について、2番 基委員お願いいたします。</p>
2番 基 委員	<p>報告いたします。貫見委員と一緒に10月17日に4人で、東郷さんと現地を確認に参りました。場所的には大原にあります山茶香茶工場の川後と申しますか、山間のところであります。畑ということでございますけれども、30年ぐらい前から杉は生えておりました。そして又、その3分の1は原野でございました。私が覚えている時分で34・5年前は茶を植えておられましたけれども、それから手付かずの状態、放棄地といった状態であって、今は手を付けられない状態でした。非農地として認めざるをえない現状にありました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、「議案第23号 非農地証明願いについて」を採決します。</p>

	採決は、受付事案ごとに行います。 お諮りします。 受付番号7号については、願いのとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、受付番号7号については、願いのとおり非農地とすることに決定しました。
議長	次に、受付番号8号を採決します。 お諮りします。 受付番号8号については、願いのとおり非農地とすることにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、受付番号8号については、願いのとおり非農地とすることに決定しました。
議長	以上で、平成26年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

8 番

9 番

議事録調整者 窪 和人